

SEI 購入品グリーン品質 ガイドライン

2013年11月 第6.0版
住友電気工業株式会社



SEI 購入品グリーン品質ガイドライン(お取引先様向け)

住友電気工業株式会社

品質管理部

1. はじめに

住友電気工業(株)(以下、SEI)グループは、「持続可能な環境負荷の少ない社会を構築していくことが重要である」との認識のもと、地球的視野に立った環境保全活動を継続的かつ着実に推進しながら幅広い分野の製品群を社会に提供し、また新製品・新技術の開発に取り組んでいます。

製品の環境負荷低減を実現するには、環境負荷の小さい原材料や部品の入手が不可欠です。環境に配慮した資材調達を進めていくため、2003年7月に「グリーン調達ガイドライン」を制定し、以降お取引先様のご理解、ご協力を賜り、グリーン調達を推進して参りました。

お取引先様におかれましては、SEI グループの適切なグリーン調達の実現のため、今後とも引き続きご協力の程、宜しくお願い致します。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、SEIグループが購入する以下の物品を対象とします。

- ・SEI製品及びSEI製品に使用される原材料、部品、半製品
- ・SEI製品に付帯して使用される梱包材、ラベル、マニュアル等
- ・SEI製品の製造工程において使用される補助材料
- ・SEIグループが社外に配布するカタログ、パンフレット、販促グッズ等
- ・SEIグループへの納入品の包装材料

ただし、以下に該当するものは対象から除外いたします。

- ・分析、検査用等の試薬
 - ・設備、設備部品、工具類
 - ・SEIグループの仕様書、図面等に本ガイドラインの除外対象であることが明記されている、もしくは発注時に文書(電子メール含む)にてSEIグループから除外指定があったもの
- なお、SEIグループへの納入品の包装材料は、SEI製品の一部として流通する可能性があるた

め本ガイドラインの対象になります。

3. 必須条件

お取引先様としては、購入する資材そのものの環境負荷が小さいこと、及び品質活動・環境保全活動に積極的に取り組んでおられることが重要と考えています。このような観点から、本ガイドラインに適合するための必須の条件は下記のとおりです。

(1) SEIグループへの納入品に関する必須条件

- ① SEIグループへの納入品には、本ガイドライン附属書-1 『SEI 化学物質管理基準』もしくはそれと同等の目的でSEIグループから示された含有化学物質に関する基準(以下、物質基準)の最新版に示す禁止物質*¹について原則として非含有の保証をして頂けること。
- ② SEIグループへの納入品では、物質基準に示す管理物質*²について原則として含有有無、および含有量、部位、用途などの含有情報を開示して頂けること。
- ③ 必要に応じSEIグループへの納入品に関する、含有化学物質調査にご協力頂けること。
- ④ SEIグループへの納入品に含有される化学物質の管理を実施し、適正に管理が行われていることを必要に応じてご報告頂けること。
- ⑤ 法的な規制が義務づけられている物質(例えば、労働安全衛生法、PRTR法、毒劇物法等の法令により文書等による情報提供義務((M)SDS提供)や表示義務(ラベル表示)などがある物質など)を含む納入品については、適切に法令を遵守頂けること。
- ⑥ 納入品が化審法上の「製品」ではなく、物質/混合物の場合、含有される各物質が化審法上の既存物質か新規物質かをご報告頂けること。

*1: SEI 化学物質管理基準の管理ランク A(物質、混合物、成形品への含有禁止)、管理ランク B(物質、混合物への含有禁止)に指定される物質

*2: SEI 化学物質管理基準の管理ランク C(物質、混合物、成形品への含有情報開示)、管理ランク D(物質、混合物への含有情報開示)に指定される物質

(2) SEIグループへの納入品の製造における必須条件

SEIグループへの納入品の製造工程において、物質基準に示す使用全廃物質を使用していないこと。

(3) 品質・環境マネジメントシステムの構築

ISO9001、ISO14001認証の取得、またはこれに準じた第三者認証(環境省「エコアクション21」等)取得、若しくはお取引先様独自の品質・環境マネジメントシステムを構築していること。

(4) 環境保全活動の実施

大気汚染や水質汚濁等の公害防止のための活動のみではなく、地球温暖化防止活動、省資源・廃棄物削減活動、生物多様性保全活動、環境配慮製品の拡大などの環境保全活動を実施していること。

なお、上記(1)の禁止物質およびしきい値、(2)の使用全廃物質および一部物質に関する適用除外用途は物質基準に示します。

4. 運用について

本ガイドラインは、次のように運用致します。

(1) 様式-1 『SEI 購入品グリーン品質ガイドラインお取引先様評価票』により、お取引先様を調査させて頂き、その結果に基づき評価させて頂きます。

<調査時期>

- ・SEIグループが計画する取引先継続評価の時。
- ・調達品の内容が変更になる場合。
- ・新規調達品の取引開始時。
- ・その他、本ガイドライン見直し等により、必要と判断した場合。

<調査方法>

- ・お取引先様評価票にご回答頂き、SEIグループ各購買窓口にご提出頂きます。

(2) 管理ランクAおよびBに指定された禁止物質に関しては、前記お取引先様評価票と共に様式-2 『納入品に関する禁止物質の非含有保証書』を提出して頂きます。

(3) 3. (1)③項の化学物質含有量調査の実施は、SEIグループの各関係会社、各部門指定の調査ツールにて行います。代表的な調査ツールとしては、下表に例を示しますが、これに限るものではありません。適宜、発注担当者にご確認お願いいたします。

なお、主として管理ランクB、Dに指定された物質など、調査ツールでは十分把握できない物質もありますので、(M)SDSの発行が必要な納入品(特に化学物質、混合物など)については、調査時もしくは事前に最新版の(M)SDSの提出をお願いいたします。

■代表的な調査ツールの例
(1)「JAMP MSDS plus」 および 「JAMP AIS」 (MSDS plus) http://www.jamp-info.com/msds (AIS) http://www.jamp-info.com/ais ・発行元 : アーティクルマネジメント推進協議会(以下、JAMP)
(2)「JAMA/JAPIA統一データシート」(以下、JAMAシート) ・ツール、マニュアル等入手先 : http://www.japia.or.jp/datasheet/ ・発行元 : 日本自動車工業会(以下、JAMA)と日本自動車部品工業会(以下、JAPIA)
(3)「JGPSSI 調査回答ツール」(「IEC62474 準拠」)準拠)* ³ ・ツール、マニュアル等入手先 : http://vt62474.jp/toolv431.html ・発行元 : 国内 VT62474 (旧グリーン調達調査共通化協議会(以下、JGPSSI))

*3: 既に JIG は IEC62474 に移行済みですが、本マニュアル発行時点では IEC 用の調査ツールがないため、暫定的に IEC62474 の物質リストを引用した JGPSSI 調査回答ツール(Ver.4.30 以降)が提供されています。なお、IEC62474 の詳細については、国内検証機関 VT62474 の HP を参照下さい。[国内 VT62474: <http://vt62474.jp/>]

(4)3. (1)④項の納入品に含有される化学物質の管理の仕組み構築及び適正な管理状況の報告は、JIS Z 7201 「製品含有化学物質管理一原則と指針」に準ずる方法(例えば、JAMP 発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」など)に基づき実施頂くこととします。

(5)必要に応じて監査させて頂く場合がありますので、ご協力をお願い致します。

(6)本ガイドラインに関して SEI および関係会社に対しご提供頂いた個人情報、機密情報は、SEI-関係会社間もしくは関係会社間で共有させて頂くことがあります。あらかじめご了承ください。ただし、お取引様から提供頂きました情報につきましては十分な管理を行い、納入品に含有される化学物質情報を取得する目的以外では使用いたしません。

(7)下記2項目に起因して発生した当社の損害につきましては、お取引様との契約に基づき瑕疵担保責任等を負って頂く場合があります。

- ・非含有とご回答頂いた禁止物質の含有、もしくはしきい値を超えた含有
- ・管理物質のご回答頂いた濃度を超えた含有

(8)ご提供頂いた情報に基づき、品質、価格、納期等従来の評価項目に加えて、環境格付け評価の高いお取引先様からの調達を優先させて頂きます。

5. その他

本ガイドラインには、以下の附属書、様式が付属しています。適用に際しては、それぞれ最新バージョンをご利用ください。

- ・附属書－1 : 『SEI 化学物質管理基準』
- ・様式－1 : 『SEI 購入品グリーン品質ガイドラインお取引先様評価票』
- ・様式－2 : 『納入品に関する禁止物質の非含有保証書』

・本ガイドラインおよび附属書、様式は下記 URL から最新版の入手が可能です。

<http://www.sei.co.jp/csr/index.html>

(ページ下端の「ガイドラインダウンロード」をご覧ください)

以 上

<改訂履歴>

初版	文書No.	発行年月日
	—	2003年7月
改訂内容 および理由	・初版制定	
改訂第2版	文書No.	発行年月日
	—	2005年4月
改訂内容 および理由	<p>①管理化学物質の見直し(含有禁止物質のうち、実態として納入品に含有の恐れのない10物質群を削除。含有全廃8物質群を含有禁止物質に統合。この他含有禁止物質にTBT類等3物質群を追加し、含有禁止物質をJGPSSIレベルA表15物質群(※1)とした。使用全廃物質に2物質群を追加。)</p> <p>②ガイドライン運用見直し(取引先調査時期、化学物質含有量調査を実施する場合の方法追記等)</p> <p>※1:グリーン調達調査共通化協議会2004.06.03第2版ガイドライン準拠</p>	
改訂第3版	文書No.	発行年月日
	—	2006年4月
改訂内容 および理由	<p>①第3項(2)の納入品に関する必須条件に、納入品に含有される化学物質の管理を実施し、適正に管理が行われていることを必要に応じ報告して頂くことを追記。実施方法はJGPSSI製品含有物質管理ガイドライン(※2)相当とする。</p> <p>※2: JGPSSI製品含有物質管理ガイドライン http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green8.htm</p> <p>②第3項(2)②の化学物質含有量の調査を実施する場合の方法を、JGPSSI 2006.01.13 第3版(※3)に基づき改訂。</p> <p>※3: JGPSSI Ver3 調査回答マニュアルURL http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green11.htm</p> <p>③表4の含有禁止物質の主な対象用途と納入禁止時期に関し、欧州指令で2005年10月に追加公示された適用が免除される主な項目を追記(委員会決定 2005/717/EC、2005/747/EC)。全廃期限を経過した用途を禁止対象に変更。</p> <p>④表5の含有禁止物質のしきい値の見直し(カドミウムおよびその化合物)。</p>	
改訂第4版	文書No.	発行年月日
	—	2008年4月
改訂内容 および理由	<p>①「4. 運用について」に化学物質の使用禁止や情報提供に関する法令遵守について追記。</p> <p>②新たに含有管理物質を指定し、第3項(2)の納入品に関する必須条件に、含有管理物質について含有情報を開示して頂くことを追記。含有管理物質はJIG-101AのレベルBの化学物質と同一内容。</p> <p>③表1の含有禁止物質を以下の通り変更。 (JIGの改訂に伴う変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TBT/TPT類、短鎖型塩化パラフィンおよび・アゾ染料・顔料に「一部の」を追加。 ・PCB類にポリ塩化ターフェニル(PCT類)を追加。 ・アゾ染料・顔料に(織物および革製品用途のみ)を追加。 	

	<p>(それ以外の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・含有禁止物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加。 <p>④表1の適用法令に法令名を追加。</p> <p>⑤「表2. 含有管理物質」を追加。これにより「表2. 製造工程での使用全廃物質」を表3に変更。</p> <p>⑥「表3 アゾ化合物の分解により発生してはならない特定アミン」を「表6-14 アゾ化合物の分解により発生してはならない特定アミン」に変更。</p> <p>⑦表4-①および②を表4-1に統合、表4-③を表4-2に変更。</p> <p>⑧表4-1のカドミウムの適用除外に低温はんだを追加。</p> <p>⑨表4-1において全廃期限を経過した用途を禁止対象に変更。</p> <p>⑩表5のカドミウムのしきい値を0.0075wt%(75ppm)から0.01wt%(100ppm)に変更。</p> <p>⑪表5の短鎖型塩素化パラフィンのしきい値を1wt%から0.1wt%(1,000ppm)に変更。</p> <p>⑫表5のしきい値の定義を注記に追加。</p> <p>⑬表5においてしきい値が規定された物質について、意図的含有時の含有情報開示を注記に追加。</p> <p>⑭表6-A1~16および表6-B1~9に化学物質の詳細リストを追加。</p>	
改訂第 4.1 版	文書No.	発行年月日
	—	2008 年 7 月
改訂内容 および理由	<p>①「4. 運用について」の(8)の化学物質の使用禁止や情報提供に関する法令遵守についての項目を、「3. グリーン調達必須条件」の「(2) SEIグループへの納入品に関する必須条件」へ移動。</p> <p>②表4-1の「樹脂中のデカBDE(デカブロ)(RoHS)」を禁止対象に変更。(デカBDEがRoHS指令の除外対象から外れたことに伴う変更)</p>	
改訂第 5.0 版	文書No.	発行年月日
	品-全-006 附属書	2012.07.05
改訂内容 および理由	<p>①従来の「グリーン調達ガイドライン」を、「SEI 購入品グリーン品質ガイドライン」に改称し、品-全-006「外注・購入品の品質管理」の附属書とした。また、含有禁止物質等の一覧を、本ガイドラインの附属書-1「含有化学物質基準」として作成。</p> <p>②「3. 必須条件」の(1)に⑥(化審法上の既存/新規の報告)を追加。</p> <p>③「3. 必須条件」に「(4)環境保全活動の実施」を追加。</p> <p>④全廃期限に係る記述を削除。</p> <p>⑤「4. 運用について」に、提供された情報の取り扱いに関する事項(第(6)項)、および回答内容に起因する損害の瑕疵担保責任に関する事項(第(7)項)を追加。</p>	
改訂第 6.0 版	文書No.	発行年月日
	品-全-006 附属書	2013.11.12
改訂内容 および理由	<p>①「SEI化学物質管理基準」(旧「SEI含有化学物質基準」)の改訂に対応し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連文書の名称変更 ・「含有禁止物質」、「含有管理物質」を「禁止物質」、「管理物質」に変更 ・禁止物質(管理ランクA、B)、管理物質(管理ランクC、D)を脚注に記載 <p>②ガイドラインおよび附属書類のダウンロードページのURLを追記。</p> <p>③3(1)⑤に法的規制全般に対し適切に対応するよう要請する文書に修正。(従来は、(M)SDS、ラベル表示に特化して要請)</p> <p>④附属書-2「化学物質含有量の調査方法について」を廃止。「4. 運用について」に代表的な調査ツールとして、JAMP、JAMA/JAPIA、JGPPSIを例示。また、ランクB、Dな</p>	

ど調査ツールで十分把握しきれない可能性のある場合に備え、(M)SDSの提出要請を追加。

- ⑤JIS Z 7201「製品含有化学物質管理—原則と指針」の制定に伴い、「4. 運用について」の(4)に、これを参照するよう修正。